

秋田県農地・農業用施設災害復旧事業等事務取扱要領

第1 趣旨

農地・農業用施設災害復旧事業等の事務取扱いについては、秋田県農地・農業用施設災害復旧事業等補助金交付要綱、秋田県農地・農業用施設災害復旧事業等補助金交付要領、その他法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 被害報告

- 1 市町村は、農地・農業用施設等に「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に該当する災害が発生したときは、直ちに被害状況を調査し、被害額調書(様式1)により報告する。
- 2 地域振興局は、前項の報告があったときは、管内の被害を集計し農地整備課に報告する。

第3 計画概要書の提出

- 1 事業主体は、災害査定を受ける場合、災害復旧事業計画概要申請書(様式2)(以下「計画概要申請書」という。)を作成し、原則災害発生後40日以内に地域振興局長(以下「局長」という。)に提出すること。なお、大規模災害発生時や被害状況の調査が著しく困難な場合はこの限りではない。局長は計画概要申請書の提出があった場合は農林水産部長に報告すること。
- 2 事業主体は、災害査定実施前までに、災害復旧事業補助計画概要書(様式3)を作成し、地域振興局の審査を受けること。

第4 応急工事

- 1 事業主体は、**応急仮工事及び事前打合せを要しない応急本工事**を実施するときは地域振興局へ報告すること。また、**応急本工事(事前打合せを要するもの)**を実施するときは、別に定める**チェックシート及び被災状況写真等を整理**し、事前に地域振興局と**打合せること**。
- 2 地域振興局は前項の申請があったときは農地整備課に報告すること。農地整備課は農政局と**事前打合せを実施**し、承認があった場合は速やかに通知する。
- 3 事業主体は応急本工事に着手又は完了したときは、第8に準じた手続きをとること。

第5 査定

- 1 地域振興局は査定計画が定まったときは、事業主体に通知すること。
- 2 事業主体は査定実施前に標識杭(別記1)を当該申請書箇所を立てること。
- 3 事業主体は査定の際必要に応じ被災の状況、被災の原因、申請の内容を説明す

るとともに、被災施設の計測等を行うこと。

- 4 事業主体は、査定館、立会官から申請内容について訂正又は再計算等の指示を受けたときは、速やかにこれに従うこと。また、県担当者は査定官、立会官と協議しながら事業主体に対し適切な指示、指導を行うこと。

第6 事業費の決定

- 1 局長は、農林水産大臣から知事を通じて事業費の決定通知を受けたときは、事業費決定通知書(様式9)により通知すること。

第7 計画(変更)の承認

- 1 事業主体は、復旧工事を実施(変更)しようとするときは、次の書類を添付して局長の審査を受けること。
 - (1) 計画変更内容審査表(様式11)
 - (2) 計画変更調書(様式12)
 - (3) その他説明資料(図面、写真など)
- 2 事業主体は前項の審査を受けた後に次に掲げる書類を局長に提出し承認を受けること。
 - (1) 災害復旧事業(変更)承認申請書(様式10)
 - (2) 計画変更内容審査表(様式11)(振興局審査者が署名した写し)
 - (3) 計画変更調書(様式12)
 - (4) その他説明資料(図面、写真など必要に応じて)
- 3 局長は、前項の承認申請があったときは、事業計画変更取扱い基準(別記2)に照らし合わせ、次の措置をとること。
 - (1) 重要変更該当するときは、農林水産部長(以下「部長」という。)に協議(様式16)すること。手続きは、災害復旧事業全体計画承認手続きの流れ(別記3)による。
 - (2) 軽微変更該当するときは、内容を審査し承認すること。また、局長が災害復旧事業(変更)承認申請書(様式13)により、事業主体に通知すること。
 - (3) 重要変更について国の承認が知事を通じてあったときも、(2)に準じて通知すること。
 - (4) (2)の手続きを行うと同時に、次に係る書類について地域振興局管内の審査結果を部長に報告すること。
 - (ア) 計画変更承認について(報告)(様式11-1)
 - (イ) 計画変更内容審査表(様式11)(振興局審査者が署名した写し)
 - (ウ) 計画変更調書(様式12)
 - (エ) その他説明資料(図面、写真など必要に応じて)

第8 事業の着手(完了)

事業主体は、事業に着手又は完了したときは、災害復旧事業着手(完了)届(様式17)に事業実施地区一覧表(様式18)を添付して局長に提出すること。

第9 事業費決定前の着工

- 1 事業主体は、事業費決定前の工事に着工しようとするときは、災害復旧事業費決定前着手承認申請書(様式21)を局長に提出し、承認を受けること。
- 2 局長は、前項の申請があったときは第7の3の規定による措置をとること。また、このときの承認通知は(様式22)により行うこと。

第10 県営事業の手続き

申請者は、別記採択基準(別記4)の県営資格を有する地区について県営事業による施行・実施を希望する場合は、知事に県営事業としての申請書(様式23)を提出する。

第11 土地改良法の手続き

事業主体は、応急工事や事業を実施するときは、土地改良法第49条の手続きを行うこと。

第12 書類の経由

- 1 この要領により知事に提出する書類は、事業施行地を管轄する地域振興局を経由するものとする。
- 2 局長が部長に報告するものについては、公文書を省略することができる。

附則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和4年1月14日から施行する。